

学校評議員制度の条件整備に関する一考察：学校管理規則に着目して

日高, 和美
九州大学大学院人間環境学府博士後期課程在学

<https://doi.org/10.15017/3456>

出版情報：教育経営学研究紀要. 8, pp.27-34, 2005-03-31. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

【研究ノート】

学校評議員制度の条件整備に関する一考察
—学校管理規則に着目して—

日高 和美
(九州大学/大学院生)

- I. 課題設定
- II. 分析枠組みの構築
 1. 先行研究の検討
 2. 分析視座の設定
- III. 学校管理規則の分析
 1. 規定の項目
 2. 設置の在り方
 3. 運営について
 4. 人選についての基準
- IV. 考察

I. 課題設定

本研究は、都道府県教育委員会の学校評議員制度に関する条件整備の状況を明らかにすることを目的としている。

学校評議員制度は、1998年中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(以下98年答申)で提言され、2000年に法制化された我が国はじめての保護者・地域住民の参画制度であり、裁量が拡大する校長ための支援機関でもある。

保護者・地域住民の参加の観点から学校評議員制度を捉えると、2004年中教審答申「今後の学校の管理運営の在り方について」において提言された学校運営協議会と比較すると、権限、役割等にかなり違いがある。学校評議員制度は保護者・地域住民の参画制度ではあるが、校長の権限と責任の範囲で意見を述べる、校長の支援機関という性格が強い。

今後の義務教育のあり方や文部科学省作成の地域運営学校の手引きをみても、一律に学校評議員制度から地域運営学校へ移行することを意図したのではなく、学校評議員制度、学校運営協議会は並存していくものと考えられる。

文部科学省が平成16年に実施した学校評議員制度の設置率の調査によると、調査対象校種全体(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲聾養護学校)で72.0%(昨年62.4%)であり、

設置率は年々上昇している。また、校種別にみると、高等学校の設置率が86.9%と最も高い割合を占めている¹⁾。

都道府県立高等学校における設置率が高い理由として、公立小中学校と比べて、県立高等学校の条件整備は、一律に条件整備が行われることが挙げられる。

条件整備について、文部科学省は、事務次官通知において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十三条の規定に基づく教育委員会規則等について必要な規定の整備を行うこと」とされている。このことから、各教育委員会は学校管理規則等に学校評議員制度は規定されることとなる。

都道府県立高等学校の学校評議員制度に関する条件整備の状況については、98年答申以降、いくつかの調査研究が見られるが、具体的に学校管理規則においてどのように条件整備されているか、具体的には分析されていない。

それでは、都道府県教育委員会はどのような条件整備を行い、学校評議員制度の設置を推進してきたのであろうか。

そこで本研究は、先行研究を参考に分析視座を構築した上で、都道府県教育委員会が定めた学校管理規則の比較・検討を行うことを通して上記の課題解明を試みるものとする。

Ⅱ. 分析枠組みの構築

ここでは、学校評議員制度に関する先行研究及び学校管理規則に関する先行研究の整理を行った上で、学校評議員制度が創設された目的の一つである、学校の自主性・自律性を高めるための学校管理規則の在り方の検討を行い、都道府県立学校管理規則を分析するための視点の抽出を行う。次に、抽出した視点から、学校管理規則の学校評議員制度に関する条文の比較・分析を行う。

1. 先行研究の検討

(1) 学校評議員制度に関する先行研究

学校評議員制度を対象にした研究は、アンケート調査及びインタビュー調査を通じた調査研究（たとえば宮腰他 2000、市川 2000、市川 2001、赤星と川島 2004、俵 2001、喜多他 2002 など⁽²⁾）が行われており、徐々に研究が蓄積されつつある。

それらの中から、教育委員会が行う条件整備について言及しているものをいくつか取り上げる。

宮腰英一他（2000）による研究は、学校教育法施行規則が施行される以前（平成 12 年 3 月）にアンケート調査を行い、学校評議員制度の導入の実態を明らかにしており、その実態から学校評議員制度を導入した際の課題の考察を行っている。

赤星と川島（2004）は、学校評議員制度を導入している市町村を対象に事例研究を通して学校管理規則の改正やその他の規定の整備の状況について明らかにしている。

高等学校の条件整備について研究を行っているのは、管見の限り、俵（2001）のみである。俵は、2000 年 8 月に全国の都道府県教育委員会に対して実施した「高等学校における学校評議員制度に関するアンケート調査」によって、制度の設置状況、時期、任期、人数、学校管理規則、謝礼・報酬、構成、成果、現時点と今後の課題を明らかにしている。その当時の教育委員会の対応状況等示唆が得られるが、学校管理規則においてどのように規定されているかという点についてはふれられていない。

(2) 学校管理規則に関する先行研究

学校管理規則に関する先行研究については、「学校管理規則」の成立過程や背景、浸透過程を明ら

かにした法制研究と、98 年答申を受けての変容を大規模なアンケート調査等で明らかにした調査研究が見られる。ここでは、政策の方向転換が行われた 98 年答申以前、以後で分け、学校管理規則の役割、性格の変容を概観していく。

1) 98 年答申以前の先行研究

学校管理規則を対象にした先行研究は、吉本⁽³⁾、篠原⁽⁴⁾の先行研究が挙げられる。篠原は、学校管理規則が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 33 条を根拠法としていることから、国家法を形成する国家権力の全体意思の反映としての性格を持つと指摘した上で、①学校管理規則の育成・成立過程、②の視点から明らかにしている。

上記のような経緯を持って制定された学校管理規則は、学校の行政依存、責任の不明確化等の問題を引き起こした。

この状況について蛭田⁽⁵⁾は、今次教育改革以前の教育委員会と学校の関係教育委員会が学校（校長）に対して学校経営を行うためヒト、モノ、カネなどの経営資源を提供する役割を果たし、校長はこれらの経営資源を学習指導要領などに基づいて、教育委員会の教育目標の実現に努めてきており、それらの経営資源を媒介とした「閉回路」の関係である指摘している。また、98 年答申においては、教育委員会の関与が必要以上に強過ぎて学校の主体的活動を制約している一方で、学校が危機に陥った際に学校任せにするなど緊急の事態の場合の学校に対する支援体制が十分ではないと指摘されている。98 年答申の指摘は支援体制が確立されていないことはもちろんであるが、この他に教育委員会と学校の責任が明確でないことがあげられている。

大脇（1992）⁽⁶⁾は、教育委員会と学校の間を「教育行政機関の指導監督や圧力によって学校が左右されやすいため、行政依存・従属的な学校経営が根強い。行政方針をめぐって管理職と一般教員の対立・葛藤は見られるが、行政方針はそのまま受容すべきものとして学校に立ち現れる。特に管理職にとっては行政方針をどの程度実施に移せるかが重要な関心事となりやすい。」ことから、このような関係では行政方針を捉え返すという主体性が欠落しやすいと述べ、この状況は 1950 年代、臨教審以降の教育政策・行政の結果であると指摘

している。

2) 98年答申以降の先行研究

98年答申は、従来の中央集権的な学校に対する管理から学校の自主性・自律性の確立へと方針を転換した。

同答申では、学校管理規則の中で学校の自主性を制約する内容として、許可・承認・届け出・報告等について詳細に教育委員会の関与を規定していると述べている。このような学校管理規則について、学校予算の編成と執行などに関する事項も含め教育委員会と学校との基本的権限関係全体を明らかにするとともに、教育委員会の関与を整理縮小し、学校の裁量権限を拡大する観点から、学校管理規則の在り方について見直す必要があると提言している。また、各市町村の学校管理規則は都道府県教育長協議会のモデル案及び各都道府県教育委員会の定めた準則に沿っているため、その内容は法令等に定められている事項も含めて全国的に画一的なものであり、今後、地域や学校の特性等に応じた学校管理規則の制定が可能となるよう、都道府県教育委員会や市町村教育委員会などの関係団体において工夫を講じることが求められている。

この答申後、学校評議員、職員会議等についての法整備が行われ、教育委員会規則等に位置づけるよう通知がなされたが、各教育委員会はどのように条件整備を行ったのであろうか。

都道府県教育委員会の条件整備の状況は対象としていないが、河野(2004)⁽⁷⁾は、市町村教育長に対する学校管理規則の改正に関するアンケート調査を学校評議員制度が法制化された翌年(平成13年10月)に実施し、全国的な状況を明らかにしている。学校評議員制度に関しては、当時、学校管理規則を改正していた市町村は51.8%あり、改正を予定している市町村をあわせると約9割という状況であり、必置の制度ではないにしても急速に条件整備が進められたことがわかる。その他の学校の自主性・自律性を確保するための学校管理規則の見直しについては、職員会議は99.2%の割合で改正、教育委員会の許可、承認、報告等の縮減については59.4%、教育課程については30.4%の割合で改正されていた。

教育委員会の指導行政について元兼と日高

(2004)⁽⁸⁾は、都道府県教育委員会の学校評議員の設置に関する項目(学校評議員制度の設置に関して、①以前から実施していた、②今年度から実施している、③今後実施するよう具体的に計画中、④実施するかどうかは未定、⑤各学校に任せている、の5者択一式)についての調査結果から、学校評議員の設置は各学校の状況に合わせるのではなく、一律に教育委員会主導で導入する傾向を読み取っている。

上記の先行研究から、全国的に学校評議員制度は早くから条件整備が進められていること、都道府県教育委員会については、学校評議員制度の導入について、学校の状況に合わせた指導が行っている教育委員会が多数を占めていることが明らかになった。次に、学校評議員制度の条件整備についての文部科学省の方針から分析視座の設定を行う。

2. 分析視座の設定

ここでは、都道府県立高等学校学校管理規則を分析するための視点を設定する。

前述したように、98年答申は学校管理規則について、①教育委員会と学校との責任関係の明確化、②教育委員会の関与を整理縮小、③学校の裁量権限を拡大することが求められている。

学校評議員制度は、平成12年、学校教育法施行規則23条の3に以下のように規定されている。

- 1 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

文部科学省は、学校評議員制度の法制化を行った事務次官通知から、都道府県教育委員会が行う条件整備等に関する内容を抽出すると、①設置については、学校の設置者がこれを定めること、②設置者等の定めや校長の判断により、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べる機会を設けるなど、運営

上の工夫を講じることにも配慮すること、③学校評議員の構成については、設置者等及び校長の判断により、学校や地域の実情に応じて、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと、④推薦や委嘱の手續等、身分の取扱いなどが挙げられている。

①設置の在り方については、学校評議員制度が法制上必置の制度ではないことから、学校の状況、地域の状況に応じて条件整備を行う必要がある。学校評議員制度の趣旨は、校長の権限と責任において、「保護者・地域住民の参画」を通して説明責任を確保し、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを行うことである。しかし、学校評議員制度をどのように活用するかはあくまで校長次第である。都道府県立高等学校は公立小中学校に比べて、校区が広範であり、そのため教育委員会は各学校の状況に応じた条件整備は困難であると思われる。このことから、設置に関する条件整備は柔軟に行われる必要があると考える。

②運営上の工夫については、評議員制度の制度上の性格から求められる。学校評議員制度は、「評議会」のように全体で評議、協議等を行う組織ではなく、個別に意見を聞く制度である。評議会ではなく、個別制度になったのは制度設置による学校運営の混乱等を危惧したことなどが考えられる。98年答申において、意見を交換する機会は校長の裁量とされていた。

③学校評議員の構成については、98年答申においては、「学校の種類、目的等に応じて、学校区内外の有識者、関係機関・青少年団体等の代表者、保護者など、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと」とされていた。事務次官通知においては、学校や地域の実情に応じて、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと、基本的には保護者や地域住民が想定されてお

表 1

	都道府県名
必置	北海道、岩手県、茨城県、群馬県、(東京都)、神奈川県、静岡県、長野県、石川県、岐阜県、三重県、滋賀県、(大阪府)、岡山県、広島県、島根県、佐賀県、大分県、沖縄県
任意	青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、新潟県、富山県、愛知県、奈良県、和歌山県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
なし	千葉県、福島県、(高知県)

り、児童生徒は想定されていないこと、また当該学校の職員、学校の設置管理に関わる者についての委嘱は制度になじまないとされている。

④委嘱の整備と身分の取扱いについては、校長が推薦し、教育委員会が委嘱することになっている。また、身分の取扱いについては、教育委員会の判断にゆだねられている。

分析視点は、これらの視点を参考に①設置の在り方、②運営のあり方、③人選基準とする。

Ⅲ. 学校管理規則の分析

ここでは、前章において、設定した分析視座をもとに、全国都道府県立高等学校の学校管理規則の分析を行う。分析対象は、学校評議員制度及び類似制度である。なお、資料収集は、各都道府県の条例データベース⁽⁹⁾を用いた。

1. 規定の項目

規定の項目については、設置の在り方、評議員の役割、人選の基準と委嘱の手續きの3つについて規定している道府県がほとんどである(40道府県)。必要事項は教育委員会が別に定めることを規定している県も多い。

中には、任期(宮城県)、再任について(宮城県、岐阜県、京都府)、守秘義務(奈良県)、役割規定(大阪府、奈良県)についても学校権利規則で規定している府県も見られる。

2. 設置の在り方

設置の在り方については、学校や地域の状況に合わせて任意に「設置することができる」としている県が多いものの、県教育委員会による「設置する」「置く」「置くものとする」等、必置の形態をとっている県も多い(表1)。

任意設置としている県の中でも、
「校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。(秋田県、宮城県、愛知県、奈良県、京都府、愛媛県、長崎県)」

上記のように、設置についても校長の裁量としている府県も見られる。設置について、校長と教育委員会の役割、権限が一番明確にされているのは鳥取県の規定である。

「校長からの要請があった場合において教育委員会が必要であると認めるときは、学校に学校評議員を置くことができる。(鳥取県)」

任意設置の形態を取っている府県の中で設置基準的な記述をおこなっている県も見られる。(たとえば、「当該学校の校務の運営上有益であり、かつ、適切であると認められるとき(福島県)」、「学校には、学校運営に関し、校長が意見を求めるため(兵庫県)」、「校長が学校運営に関し意見を求めるため(大分県)」)

その他には、設置の手続きについて規定している県も見られる。(「学校には、教育委員会の承認を得て、学校評議員を置くことができる(福岡県)」)

必置の形態をとっている都道府県のほとんどは学校管理規則において、設置理由、設置の趣旨等は規定されていない。しかし、中には下記のように、明確にされているものもある。

「学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置く(東京都)」

「校長が学校運営に関し意見を求めるため学校評議員を置く(大分県)」

3. 運営について

意見の求め方については、「学校評議員は、校長の求めに応じて」と規定している道府県がほとんどである。中には、岡山のように「校長は、必要に応じ、学校評議員に学校運営に関する意見又は助言を求めるものとする。(岡山県)」と、校長の権限として規定している県もみられる。

大阪府は「評議員制度」ではなく、「学校協議会」

を設置しており、個別に意見を求める制度ではなく協議を行う会としているので「学校協議会は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。」としている。

意見を求める事項については、学校運営に関することとしている道府県がほとんどである。しかし、奈良県のように「学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする。」と規定している県も見られた。

4. 人選についての基準

人選についての基準については、33府県で規定されている(その他は、別に定めているものと思われる)。

人選基準について規定している府県のほとんどが、「当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもの」としているが、中には、「(1)教育に関する理解及び識見を有する者(2)学校が地域社会の連携支援及び意見を求めるための組織の代表者又は構成員(兵庫県)」のように規定している県もみられる。

また、委嘱の手続きについては人選の基準が規定されていた道府県はすべて、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する、と規定されている。

IV. 考察

本研究は、都道府県教育委員会の学校評議員制度に関する条件整備の状況を明らかにすることを目的とするものであった。ここでは、比較・検討して明らかになった以下の諸点を指摘しておく。

第一に、学校管理規則において、学校評議員制度の設置が義務づけられている(置く、置くものとする等)必置型、置くことができるという設置可能型、また少数ではあるが、学校評議員制度の設置について校長の権限の一部としている都道府県が見られることなどが挙げられる校長裁量型に分けられる。

学校評議員制度の設置を義務づけている都道府県教育委員会と学校の関係は、設置は教育委員会の権限、運営は校長の責任という、実際運営する者や地域の状況に合わせた設置ができない状況になっ

ている。学校評議員制度は導入することによって、その趣旨が現実のものとなるのではなく、成果は校長の運営はもちろん、地域の状況によっても異なってくるだろう。教育委員会の意図として、校長の裁量拡大と説明責任をセットにするため、必置の規定を行ったことなどが推察できる。

第二に、運営については、どの都道府県も校長の裁量（「校長の求めに応じて意見を述べることができる」）に委ねていることが挙げられる。

この点は、全国的に学校教育法施行規則及び事務次官通知の趣旨が浸透しているといえよう。

第三に、人選についても運営についてと同様に学校教育法施行規則、事務次官通知の趣旨と同様の規定をとっている都道府県がほとんどである。

さて、本研究は、学校管理規則の条文に限定していたため、学校評議員制度設置要綱などの規定については、具体的な条件整備は明らかにできないことなどの限界がある。

今後は、明らかになった諸点から、分析枠組みを構築し、①都道府県教育委員会がどのような意図で条件整備（例えば、必置規定にした意図など）をおこなったのか、②都道府県教育委員会が実際の運営に及ぼす影響について分析していきたい。

【注】

- (1) 文部科学省の調査結果については http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04011601.htm を参照
- (2) 学校評議員制度に関する先行研究については以下の通り。
 - ・宮腰英一、大桃敏行、泉山靖人、大迫章史(2002) 「学校評議員制度の導入に関する調査研究」日本教育制度学会第8回大会研究発表論文集、日本教育制度学会第8回準備委員会、107～124頁、
 - ・赤星晋作・川島啓二(2002) 「学校評議員制度」『地方分権化における自律的学校経営の構築に関する総合的研究』平成12年度成果報告書、111～122頁、
 - ・市川 哲(2001) 「学校の自主性・自律性と学校評議員制度」『学校の自主性自律性の確立』の課題と展望』、日本教育学会近畿地区研究会、2001年、7～20頁、
 - ・俵 芳郎(2001) 「学校評議員制度の可能性—高等学校における考察」『東京大学教育行政学研究室紀要』第20号、53～72頁。
 - ・喜多明人、内田塔子、安部芳恵、金炯旭、米村

潤史、堀井雅道、大日方真史(2002) 「学校評議員（もしくは類似）制度の現状と課題—「学校評議員（もしくは類似）制度の実施に関する学校調査」分析を通して」、2002年、日本教育学会第61回発表資料など。

- (3) 吉本二郎(1959) 「地方教育行政の独自性に関する論考—学校管理規則の制定を中心として」『大阪学芸大学紀要 A 人文科学』第7号、51～65頁
- (4) 篠原清昭(1979) 「学校管理規則の教育法学的考察(その1)—その法理と法構造」『学校経営研究』第4巻、大塚学校経営研究会 44～54頁
 篠原清昭(1980) 「学校管理規則の教育法学的考察(2)—地教法第33条の立法者意思の分析」『学校経営研究』第5巻、大塚学校経営研究会、160～175頁
 篠原清昭(1981) 「学校管理規則の教育法学的考察(その3)—判例研究を中心として」『学校経営研究』第6巻、大塚学校経営研究会 79～96頁
- (5) 蛭田政宏 (2000) 「第5章 教育委員会はどうのように支援するか」『学校評議員ガイド』131～160頁
- (6) 大脇康弘(1992) 「第4章教育経営における自律性の理念と現実」永岡順編著『現代学校経営学』教育開発研究所、49～64頁
- (7) 河野和清(2002) 「学校管理規則と自律的学校経営」『地方分権化における自律的学校経営に関する総合的研究』平成14年研究成果報告書、10～24頁
- (8) 元兼正浩・日高和美(2005) 「学校の自主性・自律性」『教育課程行政の裁量とカリキュラムマネジメントに関する実証的研究』平成14-16年度科学研究費補助金 基盤研究(B)(最終報告書) 63～72頁
- (9) 都道府県のデータベースは以下の通り
 - ・ 北海道 http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe
 - ・ 青森県 http://www.pref.aomori.jp/reiki/reiki_mokuri/r_taikei_main.html
 - ・ 岩手県 <http://www.pref.iwate.jp/%7Ehp0103/houki/>

[dlw_reiki/mokuji_bunya.html](#)

- ・ 秋田県
http://www.pref.akita.jp/kaikaku/reiki_int/reiki_menu.html
- ・ 宮城県
http://www.pref.miyagi.jp/sibun/reiki_int/reiki_menu.htm
- ・ 山形県
<http://www.pref.yamagata.jp/Reiki/reiki.html>
- ・ 福島県
http://www.pref.fukushima.jp/reiki/reiki_menu.html
- ・ 茨城県
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/reiki_int/reiki_menu.html
- ・ 栃木県
http://www.pref.tochigi.jp/reiki/reiki_menu.html
- ・ 群馬県
http://www.pref.gunma.jp/a/05/dlw_reiki/reiki.html
- ・ 埼玉県
<http://www.pref.saitama.jp/A01/BA00/reiki/shokigamenn.htm>
- ・ 千葉県
<http://www.pref.chiba.jp/reiki/reiki.html>
- ・ 東京都
http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_menu.html
- ・ 神奈川県
http://k-base03.pref.kanagawa.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe
- ・ 静岡県
<http://rules.pref.shizuoka.jp/>
- ・ 山梨県
http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_menu.html
- ・ 長野県
http://www6.pref.nagano.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe
- ・ 新潟県
<http://www.pref.niigata.jp/reiki/index.html>
- ・ 富山県
<http://sun1.pref.toyama.jp/sections/1103/rei>

[ki_int/reiki_menu.html](#)

- ・ 石川県
http://www.pref.ishikawa.jp/reiki/reiki_menu.html
- ・ 福井県
<http://reiki.pref.fukui.jp/>
- ・ 岐阜県
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11124/houkishu/reiki.html>
- ・ 愛知県
http://www.som.pref.aichi.jp/dlw_reiki/aiti.htm
- ・ 三重県
http://www.houmu.pref.mie.jp/dlw_reiki/reiki.html
- ・ 滋賀県
<http://www.pref.shiga.jp/jourei/reisys/toppage.html>
- ・ 奈良県
<http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/>
- ・ 和歌山県
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_menu.html
- ・ 京都府
<http://www.pref.kyoto.jp/reiki/index.html>
- ・ 大阪府
http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html
- ・ 兵庫県
<http://houki.pref.hyogo.jp/>
- ・ 岡山県
<http://reiki.pref.okayama.jp/reiki/reiki.html>
- ・ 鳥取県
<http://reiki.pref.tottori.jp/reiki/reiki.html>
- ・ 広島県
http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunsyo/kenhouki/reiki_menu.html
- ・ 島根県
<http://www.pref.shimane.jp/section/soumuka/reiki/>
- ・ 山口県
<http://reiki.pref.yamaguchi.jp/reiki/top.html>
- ・ 香川県
<http://www.pref.kagawa.jp/homubunsho/ho>

ki/

- ・ 徳島県
http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_menu.html
- ・ 愛媛県
http://www.pref.ehime.jp/dlw_reiki/reiki.html
- ・ 高知県
<http://reiki.pref.kochi.jp/>
- ・ 福岡県
<http://www.housei.pref.fukuoka.jp/>
- ・ 佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/kens_eijoho/jorei/reiki_int/reiki_menu.html
- ・ 長崎県
<http://www.houki.pref.nagasaki.jp/>
- ・ 大分県
http://search.pref.oita.jp/reiki/reiki_top.html
- ・ 熊本県
<http://reiki.pref.kumamoto.jp/reiki/reiki.html>
- ・ 宮崎県
<http://www.pref.miyazaki.jp/soumu/soumu/houki/reiki.html>
- ・ 鹿児島県
http://reiki.pref.kagoshima.jp/reiki_int/reiki_menu.html
- ・ 沖縄県
<http://www.pref.okinawa.jp/reiki/reiki.html>

尚、検索日は全て平成 17 年 1 月 18 日である。

【参考文献】

- ・ 朝日素明、白井智美、有働真太郎、権田恭子（2000）
「学校の自律性・責任体制確立への取組み—二つの先進的な事例にも基づく検討—」『学校経営研究第 25 巻』、58～69 頁。
- ・ 加治佐哲也（2001）「第 13 章 教育委員会と学校の新たな関係」『学校組織・教職員勤務の実態と改革課題』多賀出版、247～268 頁。
- ・ 北神正行（2000）
「学校の自律性と責任」『学校経営研究第 25 巻』大塚学校経営研究会、2～13 頁。
- ・ 中留武昭（1999）

「伝統的学校経営と新しい学校経営との視座」『学校経営の改革戦略—日米の比較経営文化論—』、玉川大学出版部、61～81 頁。

- ・ 八尾坂 修(2002)
「学校評議員と学校の自己評価」『現代の教育改革と学校の自己評価』ぎょうせい、107～130 頁。